

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第111号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年9月11日 12時00分ごろ
発生場所	鹿児島県長島町諸浦島堂崎鼻南東方沖 長島町所在の薄井港東防波堤灯台から真方位020°4,600m 付近 (概位 北緯32°15.8′ 東経130°11.6′)
事故等調査の経過	平成25年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十一幸丸、19トン K02-2525（漁船登録番号）、個人所有 第282-16215号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	舵軸を破損、ローリングチョックが折損
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、かつお一本釣り漁に使用する生き餌を積み込むため、長島町薄井漁港に向けて諸浦島堂崎鼻南東方沖を約10ノット（kn）の対地速力で南南西進中、左舷方からの潮流に圧流され、平成25年9月11日12時00分ごろ諸浦島北東岸から拡張する浅瀬に船尾船底が乗り揚げた。 船長は、大きな音及び衝撃で乗り揚げたことに気付き、直ちに機関を停止して船体各部を点検したところ、浸水はなかったが、舵に支障を生じていたので、本船は、地元漁船により、造船所へえい航されて修理された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 不明、風力 1、視界 良好 海象：潮流 北東流約4kn、波高 約1.5m、潮汐 高潮期
その他の事項	船長は、薄井漁港に過去約10回入港した経験があり、本事故発生場所付近の水路状況はよく知っていた。 船長は、本事故前、潮流を左舷方から受けて諸浦島北東岸寄りに圧流されていることに気付いたが、この程度であれば、乗り揚げることはないと思い、同じ針路で航行を続けた。 本船の船尾喫水は、約3mであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	あり なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、諸浦島堂崎鼻南東方沖を南南西進中、左舷方からの潮流により、諸浦島北東岸寄りに圧流されていた際、船長が、乗り揚げることはないものと思い、針路を保持して航行を続けたことから、諸浦島北東岸から拡延する浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、諸浦島堂崎鼻南東方沖を南南西進中、左舷方からの潮流により、諸浦島北東岸寄りに圧流されていた際、船長が針路を保持して航行を続けたため、諸浦島北東岸から拡延する浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行に慣れた所であっても、事前に浅瀬の場所などを確認しておくこと。 ・ 潮流などで陸岸寄りに圧流された場合は、陸岸からの浅瀬の拡延状況などを考慮し、船位を確認して安全な針路とすること。